

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度			
施 設 名	秋田工業用水道	設 置 年	昭和 46 年	
所 在 地	秋田市仁井田字新中島 7 7 0 番地の 1			
指 定 管 理 者	羽後ウォーター（代表者 羽後設備㈱）			
県 所 管 課	公営企業	課	工業用水道	チーム

1 施設の概要

設置目的	秋田工業用水道事業は、県内産業の振興を図るために設置したものである。但し、給水区域は秋田市内である。								
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標								
	秋田市区域の立地企業等に良質で安定した工業用水を供給することにより、秋田県産業の振興に寄与する。								
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの								
	・関係法令、条例及び規則を尊重し、適切な運営を行う。 ・機能維持に努め、適切な管理を行う。								
施設の面積	浄水場:99, 888㎡、配水池:12, 426㎡、管路延長:36. 5km								
主な設置施設	浄水場、配水池、管路施設								
指定管理業務の内容	料金制	無（指定管理料制）							
	料金設定								
	サウンディング実施対象施設※	○							
	指定期間	令和2年4月1日		～ 令和7年3月31日					
	営業期間・時間	24時間体制							
	秋田工業用水道の管理に関する次の業務 ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・工業用水の供給に関する業務 等								
自主事業の内容									
直近3年の年間利用者数	R4	29 社		R5	29 社		R6	30 社	
直近3年の年間利用収入	R4	898,262 千円		R5	855,118 千円		R6	761,392 千円	
直近5年の収支決算(単位:千円)		R2	R3	R4	R5	R6			
収入 計		118,320	130,512	120,736	121,691	132,130			
利用料金収入									
指定管理料		118,320	130,512	120,736	121,691	132,130			
その他収入									
支出 計		112,187	121,323	111,720	118,681	121,351			
人件費		51,700	51,700	51,700	51,700	51,700			
光熱水費		1,072	1,232	1,385	1,065	1,164			
修繕費		14,876	14,849	14,593	14,179	11,741			
外部委託費		36,295	43,361	34,884	43,387	47,720			
その他経費		8,244	10,181	9,158	8,350	9,026			
差 引		6,133	9,189	9,016	3,010	10,779			

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度 の目標	良質な工業用水を安定して供給すること。
--------------	---------------------

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	達成率		
	具体的な 取組と その効果			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度
	目標			
	実績			
	達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	秋田県産業の振興に寄与するため、秋田工業用水道の水質基準を確保しながら、安定供給に取り組む。		
	設定根拠	・秋田県工業用水道条例 第16条 管理の基準 ・秋田県工業用水道条例施行規程 第18条 水質 水温30度以下、濁度10度以下、水素イオン濃度PH5.5以上8.0以下 ・秋田工業用水道管理業務水準書 施設、設備の機能が常に正常に発揮できるよう予防保全を行う。		

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点Ⅰ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者		
	県 (所管課)		

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	81.7%		
	具体的な 取組と その効果	令和6年12月に受水者様(29社)アンケート調査を実施した。 受水者様と接する機会が少ないが、検針及びメーター交換等検針立会・各種申請時の 電話応対など受水者様とのコミュニケーションを図った。その効果として、検針時の挨拶・ 各種申請対応・電話応対の満足度評価は81.2%であった。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度	R5年度	
	81.3%	78.4%	78.8%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	設問8項目に対し、全体で80%以上かつマイナス評価はなかった。
	県 (所管課)	A	アンケート調査結果から、全体で高い満足度が得られている。 設問ごとに見ると、コミュニケーションに関する問いに対して「対面したこと がない」、ホームページ内容に関する問いに対して「見たことがない」と回答 した企業もいることから、周知や説明の機会を設けることで、満足度向上に 繋がるものと考えます。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	ペーパーレスの推進を継続して、年間購入コピー用紙は前年度と同じ（16箱）となった。
	具体的な 取組と その効果	①地下埋設物確認書で「埋設物なし」となった場合は、スキャンによるデータで 保存の継続。（地下埋設物確認件数：R5年度1,602件、R6年度1,443件） ②県への各種報告書は1部提出とすることの継続。 これらの取り組みを行ったが前年度比でコピー用紙購入箱数(1箱2,500枚入り) の低減は図れなかった。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	
	具体的な 取組と その効果	

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	常日頃からコスト意識を持ちミスプリントをしない。また、プリントについてはスキャナーも意識し使用枚数(R5年度コピー用紙購入16箱、R6年度コピー用紙購入16箱)の改善は0%に終わった。
	県 (所管課)	B	コピー用紙使用量については、施設管理書類の電子化などの手法とそれによる削減目標値を明確にし、経費の削減に継続して取り組んでもらいたい。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	○人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置している。これにより水質基準を遵守し、「努力目標を達成しており」高品質な工業用水を供給している。 《秋田県工業用水道条例施工規程に定める水質基準》 水温 30℃以下 濁度 10度以下（供給水質に係わる目標水準 濁度は5度以下を達成できるよう努めます） 水素イオン濃度 pH 5.5以上8.0以下 ○職員の資質向上 定期的に教育研修・安全衛生会議を実施している。これにより作業点検時の人的ミスによる事故がない。 ○設備保全対策 施設の点検結果から、必要に応じて修繕（予防保全）を行い、これにより設備の機能維持を図っている。 ○危機管理等 事故防止マニュアル等及び緊急時連絡体制を整備し訓練を行っている。これにより漏水発生時・強風発生時等、マニュアルに則って対応している。
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	令和6年度事業報告書のとおり、水質基準・安定供給・重大な設備事故もなく、施設の維持管理運営等、指定管理業務は適正に行っている。
	県 (所管課)	A	条例で定める供給水質の基準及び努力目標である処理水濁度5度以下を達成しており、施設及び設備の維持管理に関する業務、工業用水の供給に関する業務ともに管理業務水準を満足している。 また、危機管理面では浄水施設の冠水・浸水対策を講じており、「工業用水の安定供給」に繋がる取り組みを評価する。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)

全国的にも安価で良質な工業用水を安定的に供給できている。

○施設運営の課題

- ①年間約8百万kWhを消費する動力費の縮減。
- ②省エネルギーの取り組みにおいて、2020年度から消費原単位の削減目標(年1%)の達成。

○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)

達成状況を踏まえて、安価で良質な工業用水の安定的な供給を継続するため、指定管理者制度による管理運営を継続する。

また、課題の①②について節電運用及び省エネの取り組みを実施しているが、令和7年度以降は送水管2系統化運用による送水ポンプの使用電力量の低減に向け、最適なポンプの運転方法について調査研究を継続する。